

令和8年度食品ロス削減情報発信業務 仕様書（案）

1 業務の名称

令和8年度食品ロス削減情報発信業務

2 業務の目的

食品ロスは年間約464万トン（令和5年度推計 農林水産省・環境省）が国内で発生しており、このうち約50%（約233万トン）が家庭から発生していることから、食品ロス削減に向けた家庭への啓発が重要である。家庭系食品ロスの削減を促進する上で、環境問題に関心のある層に具体的な行動を促すと同時に、無関心層への普及啓発が重要となる。また、環境省資料によると、30代の世帯が多量に食品ロスを排出する傾向にあるとされている。

そこで、30代を含む若者を主なターゲットとし、インフルエンサーを活用した情報発信を行うことで、県民の食品ロス削減に対する理解・実践の促進を図る。効果的な発信とするため、30代を含む若者に利用者が多いInstagramを活用し、4人程度のインフルエンサーで構成する「あいち食べきりサポーターズ（仮称）」を結成して情報発信をする。また、Instagramで投稿された動画を取りまとめ、啓発（県の食品ロス削減webページへの掲載、イベントでの活用等）に活用できるようにする。

3 業務の内容

インフルエンサーを活用し、県民に対して食品ロス削減に対する理解・実践の促進につながる内容の動画等を作成しInstagramで投稿すること等により、無関心層へ普及啓発を行う。また、その効果の把握、効果検証を行うもの。

（1）業務実施計画の立案

- ・業務の目的を踏まえて、本業務の実施方法などの企画・業務内容、広報計画、広報スケジュール、組織・連絡体制等を記載した業務実施計画書を契約後速やかに作成し、県へ提出すること。

（2）本業務の全体管理、進行管理

- ・本業務全体の管理、進行管理、危機管理等を行うこと。
- ・各インフルエンサーとどのような投稿を行うか等を管理すること。

（3）インフルエンサーの選定

食品ロス削減につながる情報を発信できるインフルエンサーを選定すること（4人程度）。

<想定するインフルエンサー像>

以下の要件を有する者が考えられる。

- ・食品ロスに関する分野の情報発信が可能な者、得意とする者。

- ・ Instagram のフォロワー数 4 万人以上を有するもの（想定リーチ数計 4 万人程度）。
- ・ 愛知県に関する情報を発信できる者。
- ・ 過去の活動で法令・コンプライアンス上問題のあった経歴が確認できる者ではないこと。

（４）「食べきりサポーターズ（仮称）」の結成

- ・ 選定されたインフルエンサー 4 人程度で構成する「食べきりサポーターズ（仮称）」を結成すること。
- ・ 構成するインフルエンサーは、得意分野の異なる者同士とし、補完し合い幅広く食品ロス削減に繋がる内容をカバー出来るようにすること。
- ・ チームの名称を提案すること。
- ・ 投稿内容に掲載するデジタル媒体用として「食べきりサポーターズ（仮称）」のロゴを制作すること。

※ ロゴは、当該事業に関する投稿であることを明示する役割を持つ。

（５）情報発信の内容検討

若年層の行動変容に繋がる具体例、ノウハウ、ローカル事例などを取り入れた情報発信の内容の検討を行うこと。

<分野、投稿内容の例>

分野例	投稿内容例
買い物	○ 事前の冷蔵庫チェック ○ てまえどりの実践
食品保管・料理	○ 食料の保存法 ○ 食品ロス削減レシピの調理
外食	○ 食べ残ししないためのメニュー選び ○ 持ち帰りの実践
企業取材・紹介等	○ 食品ロス削減に取り組む企業（あいち食品ロス削減パートナー登録企業等）への取材・取組内容の紹介 ○ 食品ロス削減イベントの広報（令和 8 年 11 月 7 日、8 日開催予定） ○ アジア・アジアパラ競技大会の食品ロス削減対策等の紹介

※ 各インフルエンサーが情報発信する分野は異なることが望ましい。

（６）Instagram による情報発信

ア Instagram の投稿者について

「食べきりサポーターズ（仮称）」を構成する各インフルエンサーが、各インフルエンサーの公式 Instagram アカウントから投稿すること。

イ Instagram 投稿の時期、回数、投稿の種類

Instagram 投稿期間：令和 8 年 9 ～ 12 月の 4 ヶ月間（予定）

投稿回数と投稿の種類：「食べきりサポーターズ（仮称）」で計 16 回程度投

稿すること。なお、そのうち、リール投稿は4本以上とすること。

※具体的な投稿の方法は、最大限効果が得られるように最適なものを検討すること（リール投稿、フィード投稿、ストーリーズ投稿）

ウ 事前準備等

効果的な投稿ができるように次のような準備等を行うこと。

(ア) 投稿内容の検討

効果的な投稿内容を検討・提案すること。

(イ) 取材相手との交渉

必要に応じ、取材相手、取材場所等の撮影許可等、必要な手続きを行うこと。

(ウ) 撮影等に必要な機材等

必要に応じ、必要な機材等を準備すること。

(エ) 各インフルエンサーの撮影、投稿

- ・各インフルエンサー撮影や投稿が滞りなく行えるように、必要に応じ補助等すること。
- ・「食べきりサポーターズ（仮称）」のロゴを投稿動画等に使用すること。
- ・その他、必要な業務を行うこと。

(7) 特設 web サイトの作成

- ・効果的に県民の食品ロス削減への意識の高揚を図ることができる特設 Web ページを「愛知県食品ロス削減 Web サイト」内に作成すること。
- ・本県のサブドメインを使用すること。
- ・「愛知県食品ロス削減 Web サイト」から特設 web サイトへのリンクを張ることを想定しているため、バナーの作成を行うこと。
- ・特設 web サイトの作成イメージ（一例）は以下の web サイト。

(参考) 令和7年度食品ロス削減レシピコンテスト開催業務で作成した特設 web サイト「おいしく食べきりレシピコンテスト in あいち」

<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/foodloss/2025results.html>

(8) YouTube 動画の作成

- ・Instagram の投稿動画等（各インフルエンサーの投稿及び受託者の投稿）を編集し、5～10 分程度の総括動画（YouTube 動画）を4本程度制作し県に納めること。
- ・その動画を YouTube 「愛知県資源循環推進課食品ロス」にて公開する。（公開作業は発注者が行う予定）
- ・特設 web サイトにも YouTube 動画を埋め込むこと。
- ・動画に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び監督、脚本、出演者、カメラマン、アートディレクター、技術監督、その他動画の作成に関与するすべての者に関する権利の処理は、

すべて受託者の責任と負担で行い、本映像の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で愛知県のみには帰属するよう措置し、愛知県には一切負担をかけないものとする。

- ・動画について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・3年程度の期間は、県が自由に使用等出来るようにすること。

(9) 広報の効果検証

- ・Instagram の投稿の効果の検証のための記録を行い、月1回程度の頻度で県へ報告をすること。
- ・また、投稿期間後には記録をとりまとめ、効果検証を行い、業務実施報告書に盛り込むこと。

(10) 業務実施報告書等の作成、提出

以下を提出すること。

- ・業務実績報告書（A4版） 1部
- ・業務実績報告書の電子データ 1部
- ・投稿した動画等や特設 web ページに関するデータを保存した CD-R 等 1部

(11) 県が行う記者発表や作成資料への協力

- ・県が本業務に関する記者発表やその他の資料を作成する際に、必要な電子データ等（写真等）を提供する等必要な協力をすること（例えば、各インフルエンサーを紹介するための宣材写真データ等）。

(12) その他

- ・上記のほか、業務の実施に必要な業務を行うこと。

4 スケジュール（予定）

令和8年6～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンサー選定 ・「あいち食べきりサポーターズ（仮称）」の結成 ・広報計画の検討（具体的な内容、スケジュール等） ・計画書の提出。
9～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発（Instagramによる投稿） ・特設 web ページ作成、公開 ・YouTube用動画作成、提出 ・随時の Instagram 啓発効果の把握、報告
令和9年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ（YouTube用まとめ動画作成、啓発効果検証、実績報告書作成）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書提出

5 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

6 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 原則、受託者からの提案に沿って、本県との打ち合わせや協議を密に行い業務を実施すること。また、必要に応じて、有識者及び関係者等との連携やヒアリング、データ収集等を行った上で、必要な作業を実施すること。
- (3) 県が貸与するもの以外、本業務を行うにあたり必要な資料は、原則として受託者が用意するものとする。
- (4) この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (5) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属すること。
- (6) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可・撮影許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) 受託者、本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者とが協議して決めるものとする。
- (10) 明らかに社会的に問題のある投稿等をしないように注意すること。なお、故意にまたは重大な過失による投稿により問題が生じた場合には、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (11) 問題が生じた際には、速やかにその報告を県に行い、問題に対処等すること。
- (12) 各インスタグラマーによる投稿に関して、必要に応じ受託者は撮影の環境等を整える、必要な諸手続きを行うなどをすること。
- (13) 本事業に係る Instagram による情報発信については、景品表示法に基づき一般消費者が当該投稿を愛知県による事業の一環であると明確に認識出来る表示をすること。